

重要事項説明書

【第1版】

利用者： _____ 様

事業者： 丸八訪問看護ステーション千成

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	丸八訪問看護ステーション千成
所在地	愛知県名古屋市中村区日ノ宮町2丁目129番地2階
連絡先	052-526-5577
管理者名	松浦 正恵
サービス種類	訪問看護ステーション
介護保険指定番号	2360590521 号
サービス提供地域	中村区、中川区、中区、西区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし国民の休日及び12月30日～1月3日を除く
受付時間	8:30 ～ 17:30
緊急時対応	※24時間対応 電話等で対応、必要がある場合のみ現地へ向かう

(3) 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

②従業者

従業者（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。

ア 看護職員

保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（常勤換算）

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

イ 理学療法士等

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 052-526-5577

担当者： 松浦 正恵

受付時間： 8:30 ～ 17:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。（最終ページにて記載）

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 訪問看護料金表

(1) 訪問看護ステーション利用料金一覧（介護保険）

令和6年6月1日改訂版

1 単位× 名古屋市地域単位 11.05 円	介護予防（要支援）			
	単位数	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
訪問看護 I 1（緊急時算定者のみ） 20 分未満	303 単位/回	335 円/回	670 円/回	1005 円/回
訪問看護 I 2 30 分未満	451 単位/回	499 円/回	997 円/回	1495 円/回
訪問看護 I 3 30 分以上 60 分未満	794 単位/回	878 円/回	1755 円/回	2632 円/回
訪問看護 I 4 60 分以上 90 分未満	1090 単位/回	1205 円/回	2409 円/回	3614 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 回：40 分	568 単位/回	628 円/回	1256 円/回	1883 円/回

1 単位× 名古屋市地域単位 11.05 円	要介護			
	単位数	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
訪問看護 I 1（緊急時算定者のみ） 20 分未満	314 単位/回	347 円/回	694 円/回	1041 円/回
訪問看護 I 2 30 分未満	471 単位/回	521 円/回	1041 円/回	1562 円/回
訪問看護 I 3 30 分以上 60 分未満	823 単位/回	910 円/回	1819 円/回	2729 円/回
訪問看護 I 4 60 分以上 90 分未満	1128 単位/回	1247 円/回	2493 円/回	3740 円/回
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 回：40 分	588 単位/回	650 円/回	1300 円/回	1950 円/回

※病状によっては以下の単位が加算。

令和6年6月1日改訂版

	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
□初回加算 I （退院時共同指導加算算定を除く）	350 単位/月	387 円/月	774 円/月	1161 円/月
□初回加算 II （退院時共同指導加算算定を除く）	300 単位/月	332 円/月	663 円/月	995 円/月
□緊急時訪問看護加算 II 1	574 単/月	635 円/月	1269 円/月	1903 円/月
□特別管理加算 I	500 単位/月	553 円/月	1105 円/月	1658 円/月
□特別管理加算 II	250 単位/月	277 円/月	553 円/月	829 円/月
□退院時共同指導加算	600 単位/回	663 円/回	1326 円/回	1989 円/回
□長時間訪問看護加算	300 単位	332 円	663 円	995 円
□ターミナルケア加算	2500 単位/死亡月	2763 円/死亡月	5525 円/死亡月	8288 円/死亡月

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算は区分支給限度基準額の算定外になります。

※訪問看護訪問回数超過等減算が該当するためリハビリの訪問は上記単位数より 20 分につき-8 単位

※早朝・夜間（6：00～8：00・18：00～22：00）は上記の基本単位数×1.25 となります。

※深夜（22：00～6：00）は上記の基本単位数×1.5 となります。

※1 割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×11.05）－保険請求額（総合計×0.9）

※2 割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×11.05）－保険請求額（総合計×0.8）

※3 割負担の方の自己負担額（利用料）＝総合計（利用単位数合計×11.05）－保険請求額（総合計×0.7）

<加算について>

令和6年6月1日改訂版

緊急時訪問看護加算Ⅱ 1 (574 単位)	必要な場合に24時間連絡体制で対応し、状況によって緊急時訪問を行う場合に加算します。
特別管理加算（Ⅰ） (500 単位)	特別な管理を必要とする方へ計画的な管理を行った場合に加算します。 【対象者】 ①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ②在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ③気管カニューレを使用している状態 ④留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算（Ⅱ） (250 単位)	【対象者】 ①在宅腹膜灌流指導管理を受けている状態 ②在宅血液透析指導管理を受けている状態 ③在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ④在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ⑤在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ⑥在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ⑦在宅持続陽圧呼吸療法を受けている状態 ⑧在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ⑨在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ⑩人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ⑪真皮を超える褥瘡の状態 ⑫点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
退院時共同指導加算 (600 単位)	入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算します。
初回加算（Ⅰ） (350 単位)	新規に訪問看護計画を作成し、退院日当日に初回の訪問看護を提供した場合に加算します。(ただし、退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません)
初回加算（Ⅱ） (300 単位)	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に加算します。(ただし、退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません)
長時間訪問看護加算 (300 単位)	特別な管理を必要とする方に対し、訪問時間が1時間30分以上となる場合に加算します。
ターミナルケア加算（介護予防を除く） (2500 単位)	死亡日及び死亡日前14日以内にターミナルケアを行い、要件を満たした場合に加算します。

(2) 訪問看護ステーション利用料金一覧（リハビリ自費）

料金は下記のとおりとなります。なお料金には消費税を含んでいます。

訪問看護（40分につき）	6000 円	
営業時間外の場合	早朝（午前6時～午前8時）	25%増し
	夜間（午後6時～午後10時）	25%増し
	深夜（午後10時～午前6時）	50%増し

(3) 訪問看護ステーション利用料金一覧（医療保険）

<機能強化型以外>

令和6年6月1日改訂版

1. 今月の訪問は何日目				2. 今週は日曜日から数えた訪問 日数何日目 ※注1	1割負担	2割負担	3割負担	10割 (全額実費)
基本療養費＋管理療養費	同一建物居住者 2名まで	一般	当月初めて1日目	今週1から3日目	1320円	2640円	3970円	13220円
				今週4日目で以降	看護師・保健師	1420円	2840円	4270円
					理学療法士 言語聴覚士	1320円	2640円	3970円
			2日目で以降	今週1から3日目	860円	1710円	2570円	8550円
				今週4日目で以降	看護師・保健師	960円	1910円	2870円
					理学療法士 言語聴覚士	860円	1710円	2570円
		精神	当月初めて1日目 (30分以上の場合)	今週1から3日目	1320円	2640円	3970円	13220円
				今週4日目で以降	1420円	2840円	4270円	14220円
			2日目で以降 (30分以上の場合)	今週1から3日目	860円	1710円	2570円	8550円
				今週4日目で以降	960円	1910円	2870円	9550円
			当月初めて1日目 (30分未満の場合)	今週1から3日目	1190円	2380円	3580円	11920円
				今週4日目で以降	1280円	2550円	3830円	12770円
			2日目で以降 (30分未満の場合)	今週1から3日目	730円	1450円	2180円	7250円
				今週4日目で以降	810円	1620円	2430円	8100円
	同一建物居住者 3名以上	一般	当月初めて1日目	今週1から3日目	1050円	2090円	3140円	10450円
				今週4日目で以降	看護師・保健師	1100円	2190円	3290円
					理学療法士 言語聴覚士	1050円	2090円	3140円
			2日目で以降	今週1から3日目	580円	1160円	1740円	5780円
				今週4日目で以降	看護師・保健師	630円	1260円	1890円
					理学療法士 言語聴覚士	580円	1160円	1740円
		精神	当月初めて1日目 (30分以上の場合)	今週1から3日目	1050円	2090円	3140円	10450円
				今週4日目で以降	1100円	2190円	3290円	10950円
			2日目で以降 (30分以上の場合)	今週1から3日目	580円	1160円	1740円	5780円
				今週4日目で以降	630円	1260円	1890円	6280円
			当月初めて1日目 (30分未満の場合)	今週1から3日目	980円	1920円	2940円	9800円
				今週4日目で以降	1020円	2040円	3070円	10220円
			2日目で以降 (30分未満の場合)	今週1から3日目	520円	1030円	1540円	5130円
				今週4日目で以降	560円	1110円	1670円	5550円

※注1 週は日曜日から始まります。

□理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護を提供する場合は、利用開始時及び状態変化等に合わせて看護職員が定期的に訪問を行うことで適切な評価を含めて計画書・報告書を連携して作成します。

<加算について>

令和6年6月1日改訂版

				1割負担	2割負担	3割負担	10割負担 (全額負担)	
加 算	早朝・夜間加算		1日につき ※注2		210円	420円	630円	2100円
	深夜加算		1日につき ※注2		420円	840円	1260円	4200円
	24時間対応体制加算		月に1回限り		650円	1300円	1920円	6520円
	特別管理加算		月に1回限り（重度）※注3		500円	1000円	1500円	5000円
			月に1回限り ※注3		250円	500円	750円	2500円
	緊急訪問看護加算		利用者様の求めに応じて、主治医の指示により訪問（1日1回限り）		270円	530円	800円	2650円
	精神科緊急訪問看護加算		月14日目まで（1日につき）		270円	530円	800円	2650円
			月15日目以降（1日につき）		200円	530円	800円	2650円
	難病等複数回訪問加算 及び 精神科複数回訪問加算 精神科在宅患者支援管理科対象の方 (同一日に複数回訪問する場合)		1日2回	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
			1日3回以上	同一建物に2人まで	800円	1600円	2400円	8000円
				同一建物に3人以上	720円	1440円	2160円	7200円
	長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問)		特別訪問看護指示期間の方及び特別管理加算の方／週1回		520円	1040円	1560円	5200円
			15歳未満の超重症児又は準超重症児及び特別管理加算の方／週1回					
	乳幼児加算		1日につき（6歳未満の場合）		130円	260円	390円	1300円
			①超重症児又は準超重症児②別表7③別表8 ①～③のいずれかに該当の場合		180円	360円	540円	1800円
	一般	複数名訪問看護加算	1週間に1回限り	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
	精神	複数名精神科訪問看護加算（1週間に付き3日または回数制限なし）	1日1回	同一建物に2人まで	450円	900円	1350円	4500円
				同一建物に3人以上	400円	800円	1200円	4000円
			1日2回	同一建物に2人まで	900円	1800円	2700円	9000円
				同一建物に3人以上	810円	1620円	2430円	8100円
			1日3回以上	同一建物に2人まで	1450円	2900円	4350円	14500円
				同一建物に3人以上	1300円	2600円	3900円	13000円
	入院外泊中の訪問看護		入院中に1回、がん末期等の場合は2回		850円	1700円	2550円	8500円
退院時共同指導加算		1回、がん末期等の場合は2回		800円	1600円	2400円	8000円	
		1回、がん末期等の場合は2回 (特別管理加算対象の方)		1000円	2000円	3000円	10000円	
退院支援指導加算		退院日、がん末期等の場合		600円	1200円	1800円	6000円	
退院支援指導加算（長時間）		退院日、がん末期等の場合		840円	1680円	2520円	8400円	
在宅患者連携指導加算		月に1回限り		300円	600円	900円	3000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月に2回限り		200円	400円	600円	2000円	
精神科重症患者支援管理連携加算		単一建物に1人の場合月に1回限り		840円	1680円	2520円	8400円	
		単一建物に2人の場合月に1回限り		580円	1160円	1740円	5800円	
情報提供療養費1，2，3 ※注4		月に1回限り		150円	300円	450円	1500円	
ターミナルケア医療費		死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問		2500円	5000円	7500円	25000円	
加 算	訪問看護感染症対策実施加算		訪問1回目、以降は訪問30回毎		150円	300円	450円	1500円

※注2 早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）深夜（22：00～6：00）

※注3 特別管理加算対象者は、2500円もしくは5000円の加算あり。

5000円の加算項目は、①在宅悪性腫瘍患者指導管理 ②在宅気管切開患者指導管理 ③気管カニューレ使用 ④留置カテーテルを使用している状態にある者。2500円の加算項目は、真皮を越える褥瘡の状態にある方等。※一時的なドレーンチューブ使用は対象外

※注4 1の対象者は、別表7、8及び精神障害の方、18歳未満の小児。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	5 km につき	100 円
-------	----------	-------

(5) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、2週間以内にあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知すること
で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知すること、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただきます場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

(行政機関受付窓口)

窓 口	中村区役所 福祉課 午前9時から午後5時まで
所 在 地	名古屋市中村区松原町1丁目2番地の1
電 話	052-483-8161

窓 口	名古屋市役所 介護指導課 午前9時から午後5時まで
所 在 地	名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
電 話	052-972-2592

窓 口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室 午前9時から午後5時まで
所 在 地	名古屋市東区泉1丁目6番5号
電 話	052-971-4165
F A X	052-962-8870

【会社の概要】

社 名 有限会社 丸八介護サービス
 資本金 700万円
 社員数 60名（契約社員含む）
 設 立 昭和63年11月
 所在地 愛知県名古屋市中村区西米野町1丁目76-6
 代表者 飯尾 多門

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住 所：愛知県名古屋市中村区西米野町1丁目76-6

社 名：有限会社 丸八介護サービス

代 表 者：飯尾 多門

【事業所】

住 所：愛知県名古屋市中村区日ノ宮町2丁目129 2F

事業所名：丸八訪問看護ステーション千成

(事業所番号 2360590521)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____

【代理人】住 所_____

氏 名_____ (続柄)

署名代行理由：